

発議案第 38 号

東海第二発電所の運転期間延長・再稼働を行わないことを求める意見書
について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1
項の規定により提出します。

平成 30 年 11 月 20 日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原	忠
賛成者	八千代市議会議員	植 田	進
	同	原	弘 志
	同	堀 口	明 子
	同	三 田	登
	同	橋 本	淳

提案理由

国に対し、東海第二発電所の運転期間延長・再稼働を行わないことを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

東海第二発電所の運転期間延長・再稼働を行わないことを求める意見書

原子力規制委員会は11月7日に、運転開始から40年になる日本原子力発電株式会社の東海第二発電所の運転期間の20年延長を認可した。

東日本大震災で事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型では初めてである。また震災で外部電源が喪失し、一部の非常用ディーゼル発電機が水没した被災原発としても初めてのケースである。

使用している敷設ケーブルの半分は、新規制基準に定める「難燃ケーブル」への交換が不可能と言われながらも電力会社に妥協して進められている。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）では、原発の運転期間は40年と定められているが、原子力規制委員会が認めれば、1回に限り20年まで期間延長ができるとされている。なぜ、40年以上の運転を許すのか根拠も不透明である。

この東海第二発電所は、30キロメートル圏内に96万人が暮らす、日本で一番の人口密集地にある原子力発電所である。事故が起きれば、わずか105キロメートルしか離れていない本市は、周辺地域とともに甚大な被害を受けることは明らかである。

2011年3月に起きた福島第一原子力発電所事故は、その原因がいまだに明確でなく、事故の収束のめども立っていないのが現状である。原子炉等規制法の「40年ルール」は、老朽化した原子力発電所の事故を防ぐための最低限のルールであり、市民の生命と健康、財産を守るために、それを超えての運転期間の延長、再稼働はすべきではない。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 運転開始から40年を超える東海第二発電所の運転期間延長・再稼働を認めず、廃炉にすること
 - 2 東海第二発電所の廃炉後は、国が責任をもって地域経済を支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様